

愛知県消費生活モニター募集

問 愛知県県民生活課

☎ 052(954)61633

産業振興課 ☎(55)7128

▼モニターの主な活動▼

- ①日常生活の中で危険と思われる商品、不当な表示、悪質商法、生活必需品の価格動向などの観察・情報提供
- ②消費生活に関するアンケートへの回答(年1回程度)
- ③生活必需品などの需給・価格調査(県が特に必要とした場合)
- ④消費者行政に関する意見・要望の提出
- ⑤地域・周囲などへの消費生活に関する情報の提供
- ⑥研修会(年1回の予定)への出席(交通費は自己負担)

▼応募条件▼県内在住の満20歳以上の方(公務員、公職選挙法による公職者は除く。)

▼任期▼県が依頼した日から令和4年3月31日まで

▼謝礼▼年額1千500円以内(予定)

▼募集期間▼1月7日(木)～2月19日(金)(消印有効)

▼応募方法▼産業振興課窓口や、海部総合庁舎1階広報コーナーで応募用紙を配布、ホームページからも申込可

☎ <https://www.pref.aichi.jp/kennin/shohiseikatsu/bout/monitor.html>

くらし

令和3年度児童クラブ 申し込みはお済ですか？

問 子育て支援課 ☎(55)7118

▼対象▼保護者が就労や疾病、看護などで昼間家庭での適切な養育を受けることができない小学1～6年生までの児童

※各児童館などからの帰宅時および夏休みなど学校休業日における児童の送迎は、基本的に保護者が行ってください。

※定員を超える場合は、選考基準により児童クラブの登録を決定します。

▼閉設日▼日曜日、祝日、年末年始

▼開設時間▼授業終了後から午後6時30分まで(学校休業日などは、午前7時30分から午後6時30分まで)

※利用時間は、就業時間に通勤に要する時間を加えた時間(最長午後6時30分まで)

▼申請方法▼1月8日(金)まで(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)に次の書類を、子育て支援課または各支所、希望する児童クラブ実施施設に提出してください。

- ・登録申請書
- ・就労証明書
- ・通学路図

※必要に応じて、口座振替依頼書・児童クラブ利用料免除申請書(児童扶養手当受給世帯・生活保護受給世帯)

※申請書などは、市ホームページからダウンロード可
※民間児童クラブの利用を希望される方は、各児童クラブに直接申し込みをしてください。



募集クラブ(施設)

児童クラブ(実施施設)	小学校区
佐屋第1・第2児童クラブ(佐屋児童館)	佐屋小
佐屋西児童クラブ(佐屋西児童館)	佐屋西小
市江児童クラブ(市江児童館)	市江小
永和児童クラブ(永和児童館)	永和小
立田南部児童クラブ(立田南部子育て支援センター)	立田南部小
立田北部児童クラブ(立田北部子育て支援センター)	立田北部小
開治児童クラブ(開治子育て支援センター)	開治小
八輪児童クラブ(八輪子育て支援センター)	八輪小
勝幡児童クラブ(勝幡児童館)	勝幡小
草平児童クラブ(草平児童館)	草平小
北河田児童クラブ(北河田児童館)	北河田小
西川端児童クラブ(西川端児童館)	西川端小
★ふれあい館児童クラブ (NPO法人愛西児童老人ふれあい館)	佐屋小
★児童クラブ れんこん村 (NPO法人れんこん村のわくわくネットワーク)	北河田小
★☆YYSクラブ北河田(諏訪幼稚園)	北河田小
★☆児童クラブ ビボ(スタジオVIVO)	勝幡小

★は民間施設です。☆は閉設日を直接施設にご確認ください。

利用料

月 額	6,000円 (8月のみ9,000円)
年度始めの休業日など(春休み4月) (4/1～4/7)	3,000円
夏季休業日のみ利用(夏休み) (7/21～8/31)	12,000円
冬季休業日のみ利用(冬休み) (12/24～1/6)	3,000円
学年末の休業日など(春休み3月) (3/24～3/31)	3,000円

※利用料は、日割り計算はしません。
平常月の利用は月毎、休み期間の利用は休み期間毎の料金です。

※その他、施設によって間食代が必要な場合があります。